

歩道での自転車マナーを守りましょう！

～歩道は歩行者優先！自転車で歩道を通る場合は車道側を！～

原則

自転車は、車道の左側を通行しなければなりません

例外があります！

①～③の場合、自転車は歩道を徐行（ゆっくり走る）できます

①この標識があるとき



※「自転車は歩道を走ることができる」という意味

②70歳以上または、13歳未満、身体の不自由な方

③車道が危ないと思うとき

自転車で歩道を通るときは



守ろう！交通ルール



携帯電話



二人乗り



並んで走る（並進）



ヘッドホン（大音量）



歩行者の通行妨害

守ろう！ 自転車安全利用5則 ～はひふへほ～

- ① しるのは、車道は原則、歩道は例外
- ② だり側を通行
- ③ さんから、安全ルールを守る
- ④ ルメットを着用（児童・幼児及び65歳以上の方）
- ⑤ どうは歩行者優先で、車道寄りを徐行

くわしい交通ルール



歩道での自転車マナー

